

新潟市告示第266号

新潟市秋葉区新津健康センター使用料徴収事務委託について

新潟市秋葉区新津健康センターを使用する者から、新潟市地域保健福祉センター条例の規定に基づく使用料を地方自治法第225条に規定する使用料として、これを徴収する事務を地方自治法施行令第158条第1項の規定により下記の者に委託したので告示する。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭

記

- ・所在地 新潟市中央区上所1丁目1番4号
- ・名称 公益社団法人 新潟市シルバー人材センター
- ・代表者名 理事長 若林 孝
- ・委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日